

○北海道警察職員分限取扱規程

北海道警察本部訓令第23号

平成15年12月25日

改正 平成17年4月15日警察本部訓令第22号、21年6月26日第20号、26年6月25日第15号、28年3月31日第20号、令和2年3月27日第13号

北海道警察職員分限取扱規程を次のように定める。

北海道警察職員分限取扱規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 所属長等の責務（第3条―第5条）
- 第3章 警告等の措置（第6条・第7条）
- 第4章 北海道警察職員分限審査委員会（第8条―第10条）
- 第5章 審査手続等（第11条―第17条）
- 第6章 分限処分の手続（第18条―第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号。以下「条例」という。）及び北海道職員等の分限に関する規則（昭和27年北海道人事委員会規則11-3）に定めるもののほか、職員の方限の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）及び方面本部の課（課に相当するものを含む。）、北海道警察学校の部及び課並びに警察署をいう。
- (2) 所属長 所属の長以上の職にある者をいう。
- (3) 職員 北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が任命する北海道警察の職員（条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。）をいう。
- (4) 分限処分 法第28条第1項若しくは第2項又は条例第1条の2、第1条の4若しくは第1条の5の規定に基づき、職員をその意に反して降任し、免職し、休職し、又は降給する処分をいう。

第2章 所属長等の責務

（所属長の責務）

第3条 所属長は、所属の職員が法第28条第1項第1号から第3号まで若しくは同条第2項第2号又は条例第1条の2第2号、第1条の4第1号若しくは第1条の5に規定する事由（次条において「分限処分事由」という。）のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、分限処分事由該当職員認知報告書（別記第1号様式）により、

直ちにその旨を警察本部警務課長に（札幌方面以外の方面の所属長にあつては、当該方面本部の警務課長を経由して警察本部警務課長に）報告しなければならない。

- 2 所属長は、所属の職員が法第28条第2項第1号に該当すると認めるときは、休職（休職延長）申立書（別記第2号様式）に、警察本部長の指定する医師2名の診断書その他必要な書類を添えて、警察本部長に（札幌方面以外の方面の所属長にあつては、当該方面本部長を経由して警察本部長に。第19条第1項において同じ。）申し立てなければならない。

（監察官の責務）

第4条 監察官は、職員が分限処分事由のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その旨を当該職員の所属長及び警察本部警務課長（以下「警務課長」という。）に通報しなければならない。

（警務課長の責務）

第5条 警務課長は、第3条第1項の報告及び前条の通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

- 2 職員は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

第3章 警告等の措置

（警告等の措置）

第6条 警務課長は、前条第1項の調査結果により、警告等又は受診命令の措置を必要と認めるときは、当該職員の所属長に対し、当該措置を講ずるよう指示することができる。

- 2 所属長は、前項の指示を受けた場合には、必要な措置を講じ、その結果を警務課長へ報告するものとする。

（分限処分の申立て）

第7条 警務課長は、第5条第1項の調査結果又は前条の措置結果により、分限処分の手続に付する必要があると認めるときは、当該職員の所属長に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 警務課長は、職員を分限処分の手続に付する必要があると認めるときは、分限処分申立書（別記第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、警察本部長に申し立てるものとする。

(1) 身上調査書（別記第4号様式）

(2) 職員の聴取書又は始末書。ただし、当該職員が供述又は始末書の提出を拒んだとき、若しくは所在不明その他やむを得ない理由により供述又は始末書の提出が得られないときは、当該職員の所属長が作成した事実の調査結果を記載した書面

(3) 関係者の聴取書又は陳述書

(4) 投書、申告等に係るものについては、これらの関係書類

(5) 調査した事実が法第28条第1項第2号又は条例第1条の4第1号イの事項の規定に該当すると認めるときは、警察本部長が指定する医師2名の診断書又はその事実を証明し、若しくは認定するに足りる書面

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な証拠書類

第4章 北海道警察職員分限審査委員会

(委員会の設置)

第8条 職員の分限処分に関する審査をするため、警察本部に北海道警察職員分限審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第9条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長が会務を統括する。

2 委員長には警察本部警務部長(以下この項において「警務部長」という。)、委員には警察本部の各部長(警務部長を除く。)をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、警察本部の警務課において処理する。

第5章 審査手続等

(審査の要求)

第11条 警察本部長は、第7条第2項の規定による申立てを受けた場合において、審査を行う必要があると認めるときは、分限審査要求書(別記第5号様式)に関係書類を添えて、委員会に事案の審査を要求するものとする。ただし、法第28条第2項第2号に定める休職(以下「起訴休職」という。)を行う必要があると認めるときは、審査を省略し、直ちに分限処分の決定に移行することができるものとする。

(審査の通知)

第12条 委員長は、前条の規定により委員会に審査の要求があったときは、速やかに分限審査通知書(別記第6号様式)により、分限処分の手続に付する必要があると申し立てられた職員(以下「被申立者」という。)に通知しなければならない。ただし、被申立者の所在が明らかでないときは、この限りでない。

2 被申立者は、前項の規定による通知を受けたときは、受領書(別記第7号様式)に所定の事項を記載の上、委員長に提出しなければならない。

(審査の方法)

第13条 委員会の審査は、書面によるものとする。ただし、被申立者が要求したとき又は委員長が必要と認めるときは、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭による審査(以下「口頭審査」という。)によることができる。

2 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

3 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ審査を行うことができないものとする。

4 委員長及び委員は、その親族が被申立者であるときその他審査の公正を妨げるおそれがあるときは、当該審査に関与することができない。

5 委員会の審査は、審査を行った委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員長は、第1項に規定する書面による審査を行う場合において、委員会を開催する必要がないと認めるときは、持ち回りによる審査をもって、委員会の決定とすることができる。

7 持ち回りによる審査を行う場合は、委員長及び委員の過半数の審査を経なければな

らない。

8 第4項及び第5項の規定は、持ち回りによる審査について準用する。

(口頭審査の要求)

第14条 被申立者は、前条第1項に規定する口頭審査を要求するときは、口頭審査要求書(別記第8号様式)を委員長に提出しなければならない。この場合において、被申立者が、分限審査通知書の受領を拒否し、又は分限審査通知書を受領した日から7日以内に前段に規定する手続をしないときは、口頭審査の要求がないものとみなす。

2 委員長は、口頭審査の要求を受けたとき又は口頭審査が必要と認めたときは、審査の期日及び場所を、その期日の14日前までに、口頭審査通知書(別記第9号様式)により被申立者に通知しなければならない。

3 委員長は、被申立者が口頭審査の期日に出席しないときは、当該審査を書面により行うことができる。

(証人尋問の要求)

第15条 被申立者は、口頭審査を要求したときは、委員長に対し、証人の尋問を要求することができる。

2 前項の規定による要求は、審査の期日の7日前までに、証人尋問要求書(別記第10号様式)を提出することにより行うものとする。

3 委員長は、第1項の規定による要求を受け必要と認めるときは、当該証人に対し、証人出席依頼書(別記第11号様式)により、委員長が指定する場所での証言を依頼するものとする。

4 証人の尋問は、委員長が指定する者が行うものとし、委員長は、その結果を委員会の審査に付さなければならない。ただし、証人が尋問に応じないときは、この限りでない。

(証拠の提出)

第16条 被申立者は、口頭審査を要求したときは、委員長に対し、証拠の提出を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、審査の期日の7日前までに、証拠提出申出書(別記第12号様式)を提出することにより行うものとする。

(審査結果の答申)

第17条 委員長は、審査の結果を答申書(別記第13号様式)により、警察本部長に答申しなければならない。

第6章 分限処分の手続

(分限処分)

第18条 警察本部長は、前条の答申があった場合において分限処分の必要があると認めるとき又は第11条の規定により起訴休職を行う必要があると認めるときは、その処分を行うものとする。

2 分限処分は、処分を受けるべき者(以下「被処分者」という。)に対し、分限処分書(別記第14号様式)及び処分説明書(別記第15号様式)を交付して行うものとする。

3 警察本部長は、第1項の処分として職員を免職しようとするときは、被処分者に対し、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条第1項の規定により解雇予告通知書

(別記第16号様式)を交付するものとする。ただし、被処分者の責に帰すべき事由に基づき免職する場合は、この限りでない。

- 4 被処分者が分限処分書、処分説明書及び解雇予告通知書(以下「分限処分書等」という。)の受領を拒んだときは、その時に交付があったものとみなす。
- 5 被処分者は、分限処分書等の交付を受けたときは、受領書に所定の事項を記載の上、警察本部長に提出しなければならない。
- 6 分限処分書等の交付に際し、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合は、民法(明治29年法律第89号)第98条の規定により公示送達の手続をとるものとする。
- 7 警察本部長は、第3条第2項の規定による申立てを受けた場合において、引き続いて長期の休養を要すると認めるときは、条例第3条の規定に基づき、3年を超えない範囲内(会計年度任用職員あつては、任命権者が定める任期の範囲内)において休職を命ずるものとする。
- 8 第3条第2項及び前項の規定は、休職の期間を延長する場合について準用する。

(復職等の手続)

第19条 所属長は、職員の休職事由が消滅したと認めるときは、復職申立書(別記第17号様式)に復職の申立てに必要な書類を添えて、警察本部長に申し立てなければならない。

- 2 警察本部長は、前項の規定による申立てを受けた場合において、これを適当と認めるときは、復職を命じ、辞令書により通知するものとする。

(分限簿)

第20条 警務課長は、分限簿(別記第18号様式)を備え、分限処分のあつた都度、処分種別ごとに記録するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成16年1月1日から施行する。
(北海道警察処務規程の一部改正)
- 2 北海道警察処務規程(昭和45年北海道警察本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第36条及び第36条の2を次のように改める。

第36条 削除

第36条の2 削除

別記様式第2号の3及び第2号の4を次のように改める。

別記様式第2号の3 削除

別記様式第2号の4 削除

附 則(平成17年警察本部訓令第22号)

この訓令は、平成17年4月15日から施行する。

附 則(平成21年警察本部訓令第20号)

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成26年警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成26年6月30日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

※ 別記様式は省略